



# 鳥取県公報

平成 19 年 7 月 9 日 (月)  
号外第 1 1 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 選管告示 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等及び在外選挙人名簿における縦覧の期間 (65) . . . . . 2
- 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日 (66) . . . . . 2

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第65号

平成19年7月29日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等及び在外選挙人名簿における縦覧の期間について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により次のとおり定めたので、同令第14条第2項及び第23条の11第5項の規定により告示する。

平成19年7月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

#### 1 選挙人名簿の登録基準日等

##### (1) 被登録資格の決定の基準となる日

平成19年7月11日。ただし、年齢については、同月29日を基準日とする。

##### (2) 登録を行う日

平成19年7月11日

##### (3) 縦覧に供する期間

平成19年7月12日

#### 2 在外選挙人名簿に係る縦覧に供する期間

平成19年7月12日

---

### 鳥取県選挙管理委員会告示第66号

平成19年7月29日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができる日を平成19年7月12日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成19年7月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次